

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について

飲食店等事業継続支援金

1 事業の目的

国の緊急事態宣言による外出自粛などの影響を受け、売上が減少した飲食店等に対し、事業を継続するための支援を行う。

2 事業の概要

(1) 対 象 令和3年4月から9月の売上の合計が前年（または前々年）同時期の売上の合計と比較して20%以上減少した町内飲食店（日本標準産業分類及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業及び飲食料品小売業）

(2) 給付額 最大30万円

(3) 計算方法 令和3年4月から9月の売上の合計と前年（または前々年）同時期の売上の合計を比較し、20%以上売上が減少している場合、令和3年4月から9月の売上の合計と前年（または前々年）同時期の売上の合計の差額を支援金として給付する。

例) 令和3年4月から9月売上合計 90万円 ÷ 前年（または前々年）同時期売上合計 150万円 = 40%減少

150万円 - 90万円 = 60万円（上限30万円）

(4) 申請見込 40件

3 予算額

12,031千円（郵便料、チラシ折込料、支援金）

新型コロナウイルス感染症影響調査委託

1 事業の目的

町内企業・事業所における新型コロナウイルス感染症の影響を調査し、今後の町の施策の検討に活用しようとするもの。

2 事業の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 対 象 | 芽室町商工会会員及び町が把握している事業所 |
| (2) 調 査 内 容 | 新型コロナウイルス感染症による経営への影響及び今後の支援要望等の調査（アンケート） |
| (3) 調査実施期間 | 令和3年10月から12月 |
| (4) 委託事業者 | 芽室町商工会 |

3 予算額

678千円